

第 1 期池田町地域福祉プラン

(池田町地域福祉計画・池田町地域福祉実践計画)

【令和 4 年度～令和 8 年度】

令和 4 年 3 月

池 田 町

池 田 町 社 会 福 祉 協 議 会

はじめに

わが国では、少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人とのつながりの希薄化などにより、孤独、ひきこもりなどの新たな社会問題が起きています。さらに2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、地域住民の参加する機会や居場所を奪い、学校行事やスポーツ・文化活動の縮小を余儀なくされた子ども達は、貴重な体験の場を失いました。そうした社会情勢の中にあっても、誰一人取り残すことなく、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりが求められております。

町では、これまで高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障がい者総合プラン、子ども子育て支援事業計画など、福祉分野にかかわる様々な計画を策定してまいりました。しかし、それらの部門別計画の指針となるべき「地域福祉計画」については、これまで未策定の状況にありました。そこで、社会情勢が目まぐるしく変化する現代において、今後目指すべき地域福祉のビジョンを、高齢者、障がい、子育て等の部門別の計画においても共有し施策に反映させていくため、今回初めて地域福祉計画の策定に着手いたしました。

本町の第5次総合計画の基本目標の一つである「“こころとからだを育てる” 健やかに暮らせるまちを目指して」を本計画の基本理念と位置づけました。その推進には、地域住民のみならず、福祉関連事業所、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と行政が協働して取り組むことが大切です。今後とも地域住民の皆様方には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定のために、熱心にご協議いただきました池田町社会福祉施策審議会の皆様、地域福祉プラン検討会に参加してくださった皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

池田町長 安井 美裕

第1期池田町地域福祉プランの策定にあたって

(池田町地域福祉計画・池田町地域福祉実践計画)

近頃の身近な地域社会の生活に目を向けてみると、人口減少、少子化、超高齢化、核家族化、老人世帯・独居世帯の急増といった社会情勢の急激な変化を見て取ることができます。

加えて2020年に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスにより、その感染拡大を防止するために成された、非常に窮屈な生活様式の在り方などが認識されます。

諸々の社会情勢の変化から、地域力の低下、支え合いの困難さが関係者の間では危惧されているところでもありました。

このような背景から、時代の求めに応じられる地域社会の在り方が模索され、国は2016年に地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指す、地域共生社会実現の概念を提唱しました。

池田町社会福祉協議会は、池田町、北海道社会福祉協議会の方針に歩調を合わせ、介護保険サービスの直接的な福祉サービスの実施、支え合いを目的とした住民参加によるボランティアの活動支援、地域における権利擁護体制の構築など可能な限りの事業展開を図ってきたところです。

この度池田町は複雑・多様化する福祉課題に対処するため、すでに策定を終えている各福祉分野の計画との整合を図りながら、住民が抱える様々な暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化し、互いに支え合いながら安心して暮らせる支援体制の在り方など、地域福祉推進の方向性を示すことを方針として、池田町地域福祉計画を策定することとし、また地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする活動、行動計画で、社会福祉協議会が中心になって策定する地域福祉実践計画の両計画を、一体的に策定していくことが表明されました。

今回策定された両計画は、今までに蓄積された福祉課題、また社会情勢の変化によって新たな課題となったものなど、広範囲にわたって網羅されていると思います。

地域福祉実践計画で掲げた課題解決に向けては、社会福祉協議会だけでは困難が伴うことが想定されますので、関係機関、地域の皆様と適宜な検証や協議の機会を設けて取り進めてまいりたいと思います。更なるご支援・ご協力をお願い致します。

最後になりますが、計画の策定に当たり貴重なご意見を寄せて頂きました皆様に厚く感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

会長 小山 眞作

池田町地域福祉プランが導く未来創造の役割

地域福祉プランは自治体の独自のまちづくりプランであり、＜行政と社会福祉協議会そして住民の連携を見える化＞するものです。この意味で、プラン完成後は、行政のプラン、社会福祉協議会のプランそして住民の期待がそれぞれ浮き彫りになるように、確認したいことや知りたいことを曖昧にすることなく、話し合いが進行管理されることが大切です。

地域福祉プランは、自立した地域社会の建設をめざすもので、担い手となる住民に響くものであることが求められます。各委員の発言にも示されていましたが、移動支援や居場所づくり、食育と配食サービスの新たな可能性を検討することは十勝農業王国の一員としての池田町にとって、地域経済の循環を実現する地場産業＝農業および観光、ワイン関連事業のリンクは魅力的であり、郷土愛を育てる子どもたちのまちづくりへの参加の仕組みが問われます。

まちづくりは、何が問題なのかを議論することから進んで、具体的な解決に向けて取り組みを転換させるツボが大事です。役者は出番に備えて控えているので、肝心なのはプロデューサーの役割となります。

ここで問題なのが構成員である池田町の行政・住民・民間事業者に必要な解決への取り組み意欲を意識させる仕組み、意識改革こそ地域福祉プランの要といえます。日本社会の過疎地域は、高齢者人口は減少へ向かい、若者が地元を離れていき、子育て期の若い人が減少しています。移住者対応へのリクエストや若者の就労先の確保は、最優先課題であり、そのために魅力ある池田町での生活がどのようにアピールできるかが課題といえます。

包括的支援体制整備にもとづく地域包括ケアシステムの構築が地域福祉計画の目標となりますが、住民および行政にとって、外からやらされることでなく、やることをくみ上げる、編み上げることが基本となります。さらに、SDGsにむけた将来のまちづくりにリンクさせることです。

行政の役割としては、住民の潜在力を引き出す提案を工夫することで新規事業の推進を図ることが期待されます。せっかく健康づくりに成功し、リーダーや拠点での活動が定着してきた今、さらなる健康寿命延伸を図る企画がブランディングを含めて大きく期待されます。

令和4年3月

北星学園大学名誉教授

杉岡直人

目次

第1章 プランの基本事項	1
1 プラン策定の背景と趣旨	1
2 プランの性格・位置付け	2
3 プランの期間	5
4 プラン策定体制と方法	6
第2章 池田町を取り巻く現状と課題	7
1 人口構成と地域課題	7
(1) 人口・世帯数の推移	7
(2) 子どもの現状	8
(3) 障がい者の状況	9
(4) 生活保護世帯の状況	9
(5) 介護保険要介護（要支援）認定者数の状況	9
(6) 池田町社会福祉協議会 ボランティア登録状況	10
(7) 地域・介護支援ボランティア事業登録数	10
(8) 権利擁護等の状況	11
(9) 町内会の状況	11
(10) 老人クラブの状況	12
(11) 民生委員児童委員の状況	12
(12) 地域福祉の課題	13
第3章 基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本目標	14
(1) 思いやりの心と人づくり	14
(2) みんなで支え合う仕組みづくり	14
(3) 安心・安全な暮らしづくり	14
3 施策の体系	15

第4章 施策の展開と地域住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

地域住民が果たす役割・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基本目標1 思いやりの心と人づくり・・・・・・・・	18
(1) 福祉教育・・・・・・・・	18
(2) 福祉に携わる人材育成・・・・・・・・	21
基本目標2 みんなで支え合うしくみづくり・・・・・・・・	25
(1) 住民参加・・・・・・・・	25
(2) 世代間交流・・・・・・・・	28
(3) 子育て・・・・・・・・	30
(4) 生活支援サービス・・・・・・・・	34
(5) 就労支援・・・・・・・・	37
基本目標3 安心・安全な暮らしづくり・・・・・・・・	39
(1) 交通・・・・・・・・	39
(2) 生活環境・・・・・・・・	42
(3) 総合相談・問題解決・・・・・・・・	44
(4) 情報整備・・・・・・・・	47
(5) 人権・権利擁護・・・・・・・・	50
(6) 要援護者支援・・・・・・・・	54
(7) 健康・介護予防・・・・・・・・	56
(8) 自殺対策・・・・・・・・	60

第5章 プランの推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

1 プランの推進体制の整備と計画管理・・・・・・・・	61
2 プランの普及・啓発・・・・・・・・	61
3 プランの弾力的な運用・・・・・・・・	61

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

1 池田町社会福祉施策審議会設置条例・・・・・・・・	62
2 池田町社会福祉施策審議会名簿・・・・・・・・	63

* 「障がい」の標記について

本プランでは、漢字表記の「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞を除き、「障がい」と標記します。

1 プラン策定の背景と趣旨

近年、介護・障がいと育児のダブルケア、50歳代の引きこもりの子どもを80歳代の高齢の親が面倒をみるという「8050問題」など、一つの世帯に複数の問題が存在している状態のように、地域住民が抱える課題が複雑・多様化してきています。このような状況の中、令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、介護、障がい、子ども、困窮など、これまで分野ごとに縦割りとなっていた相談支援体制を、本人・世帯の属性にかかわらず、丸ごと受け止め一体的に対応する相談支援体制への転換を図っていくことが求められています。そのためには、行政の取り組みだけでは、住民の暮らしを十分に支えることはできず、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスとの両輪が必要です。

このような中で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取り組みが求められています。

そして、地域住民の暮らしに寄り添って支えるボランティア活動や民生委員・児童委員活動も重要で、行政や専門職等との協働により、広く地域全体に助け合いの文化の醸成を目指す必要があります。また、保健・医療・福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があるとともに、高齢者や障がい者、生活困窮者等が池田町内で働きたいと願う住民に対してきめ細かな就労支援を行っていくことも大切です。

住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化し、互いに支えながら安心して暮らせるよう支援体制の充実が必要となっています。

このような社会的背景から、池田町として、住民みんなが相互に助け合うという観点から住民参画の下で、池田町地域福祉プランをここに策定することとしました。

2 プランの性格・位置付け

(1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町政運営の基本方針である「第 5 次池田町総合計画」の下位計画として、福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

池田町では、住民・行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めるとともに、池田町の最上位計画である「第 5 次池田町総合計画」がめざす将来像「ひとが育ち まちが育つ みんなでつくろう 明るいふるさと いけだ」の実現に向けて、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する部門別計画との整合性、連携を図るものとします。

(2) 地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

(3) 両計画の一体的な策定と位置づけ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域社会をつくっていくためには、町民のみなさん一人ひとりが共に手を取り合い福祉活動の担い手として、地域の様々な活動に自主的に参画する地域福祉体制を作り上げていく必要があります。

このため、町と社会福祉協議会が協働で池田町の地域福祉に関する計画を一体的に策定することとします。

(4) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関係

2015 年、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国連において採択され、持続可能な社会づくりに向けた取り組みが世界規模で進められています。

SDGs (エスディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、現代社会の多様な要素が関係し影響し合う「複雑な問題」への対応を目指し、かけがえのない地球環境を守り、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までに解決すべき目標として、17 の開発目標と 169 の具体的なターゲットから構成されています。

この SDGs は、世界規模での諸課題の解決目標であると同時に、身近な日常生活における行動規範として万人共有の責任でもあります。まちづくりや行政施策の課題発掘、課題解決の手法としても有効とされており、SDGs への関心と理解を深め、“自分事”としての認識と参画が求められています。

【参考】

・社会福祉法第107条・109条

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

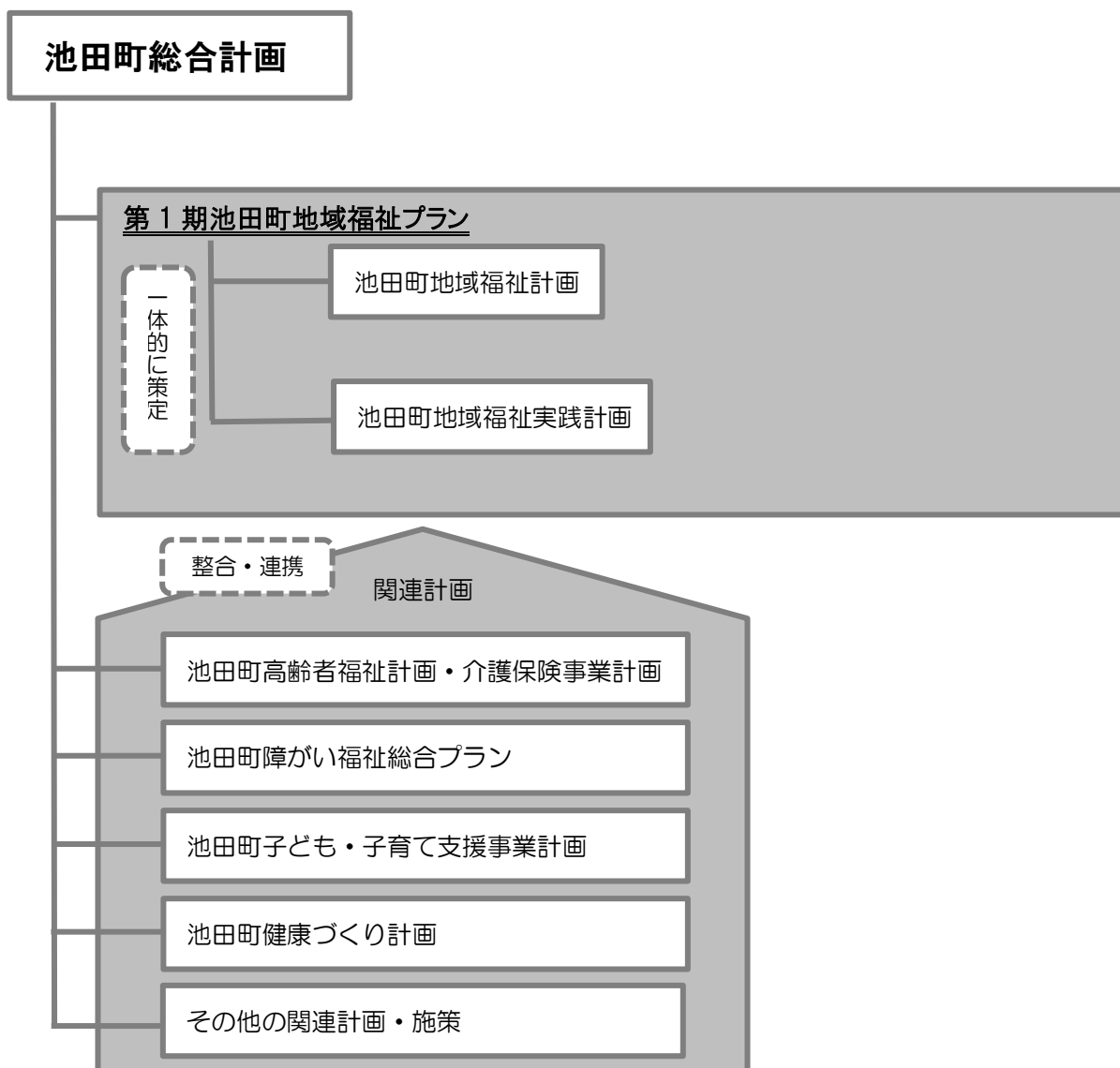
- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■ 他計画との関係



3 プランの期間

計画の期間は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合計画		第5次										
地域福祉プラン		第1期					第2期					
高齢者福祉・介護保険計画		第8期			第9期			第10期				
障がい者福祉計画	第4次				第5次							
障がい福祉計画		第6期			第7期							
障がい児福祉計画		第2期			第3期							
子ども・子育て支援事業計画	第2期					第3期						
健康づくり計画	(H27～) 第2次					第3次 (R16まで)						

4 プラン策定体制と方法

プランの策定にあたっては、地域住民の中から公募によって集まった9名による「地域福祉プラン検討会」、地域団体の代表者等で組織する「池田町社会福祉施策審議会」を設置し、庁内においては、「庁内連携会議」の中で、全体の内容や部門別計画の相互調整等の検討を行いました。

(1) 社会福祉施策審議会

保健福祉関係者、地域組織代表、学識経験者など10名で構成した「池田町社会福祉施策審議会」を設置し、本プランについて審議しました。

★★審議会の開催状況★★

令和3年7月14日	第1回社会福祉施策審議会・プランの策定方針の概要説明・諮問
令和3年11月30日	第2回社会福祉施策審議会・プランの素案審議
令和4年3月11日	第3回社会福祉施策審議会（書面）・プラン素案の最終審議・答申

(2) 地域福祉プラン検討会

公募による町民9名にて、地域課題の抽出や解決策の検討を行いました。

★★プラン検討会の開催状況★★

令和3年9月14日	第1回地域福祉プラン検討会	・地域課題の抽出
令和3年10月13日	第2回地域福祉プラン検討会	・プラン素案の検討

(3) 庁内連携会議

・福祉課及び保健子育て課を中心に、庁内関係部署の職員で構成しています。

(4) パブリックコメント（意見募集）の実施

★★パブリックコメント（意見募集）の開催状況★★

実施期間	令和3年12月20日～令和4年1月20日
閲覧場所	保健センター窓口・高島支所
実施方法	閲覧場所及び町ホームページで意見を募集

第2章

池田町を取り巻く現状と課題

1 人口構成と地域課題

(1)人口・世帯数の推移

本町の人口を見ると、全体では年々減少しており、令和2年度末で6,379人となっています。年齢構成別に見ると、65歳未満は年々減少しており、65歳以上は平成28年度をピークに減少傾向にあります。高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は年々上昇し、令和2年度末で43.5%となっています。また、一世帯当たりの人数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

表1 人口・世帯数の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数（世帯）	3,443	3,427	3,404	3,361	3,338	3,316
人口（人）	7,097	6,963	6,825	6,680	6,552	6,379
0～17歳	840	800	746	728	702	637
18～64歳	3,421	3,303	3,220	3,121	3,039	2,965
65歳以上	2,836	2,860	2,859	2,831	2,811	2,777
一世帯当たりの人数（人）	2.06	2.03	2.00	1.98	1.96	1.92
高齢化率（%）	40.0	41.1	41.8	42.3	42.9	43.5

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(3)障がい者の現状

手帳の種類別に見ると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	449	432	423	402	399	377
療育手帳	77	78	77	77	79	76
精神保健福祉手帳	38	43	44	45	45	41

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4)生活保護世帯の状況

平成 27 年度から世帯数、人数はほぼ横ばいで推移していますが、保護率については、平成 29 年度以降上昇傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
世帯数	64	65	62	62	65	62
人数	82	97	89	89	91	86
保護率	11.5%	14.0%	13.0%	13.2%	13.9%	13.4%

※保護率%（パーミル）＝被保護人員÷総人口の 1,000 人に対する割合（十勝総合振興局調べ/各年度末現在）

(5)介護保険要介護(要支援)認定者数の状況

平成 30 年度まで概ね増加の傾向で推移してきましたが、平成 30 年度から令和元年度にかけては減少しています。要介護度別に見ると、要介護 1 と要介護 2 が多く、介護予防、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）への対応、重度化防止の取り組みが重要と考えられます。

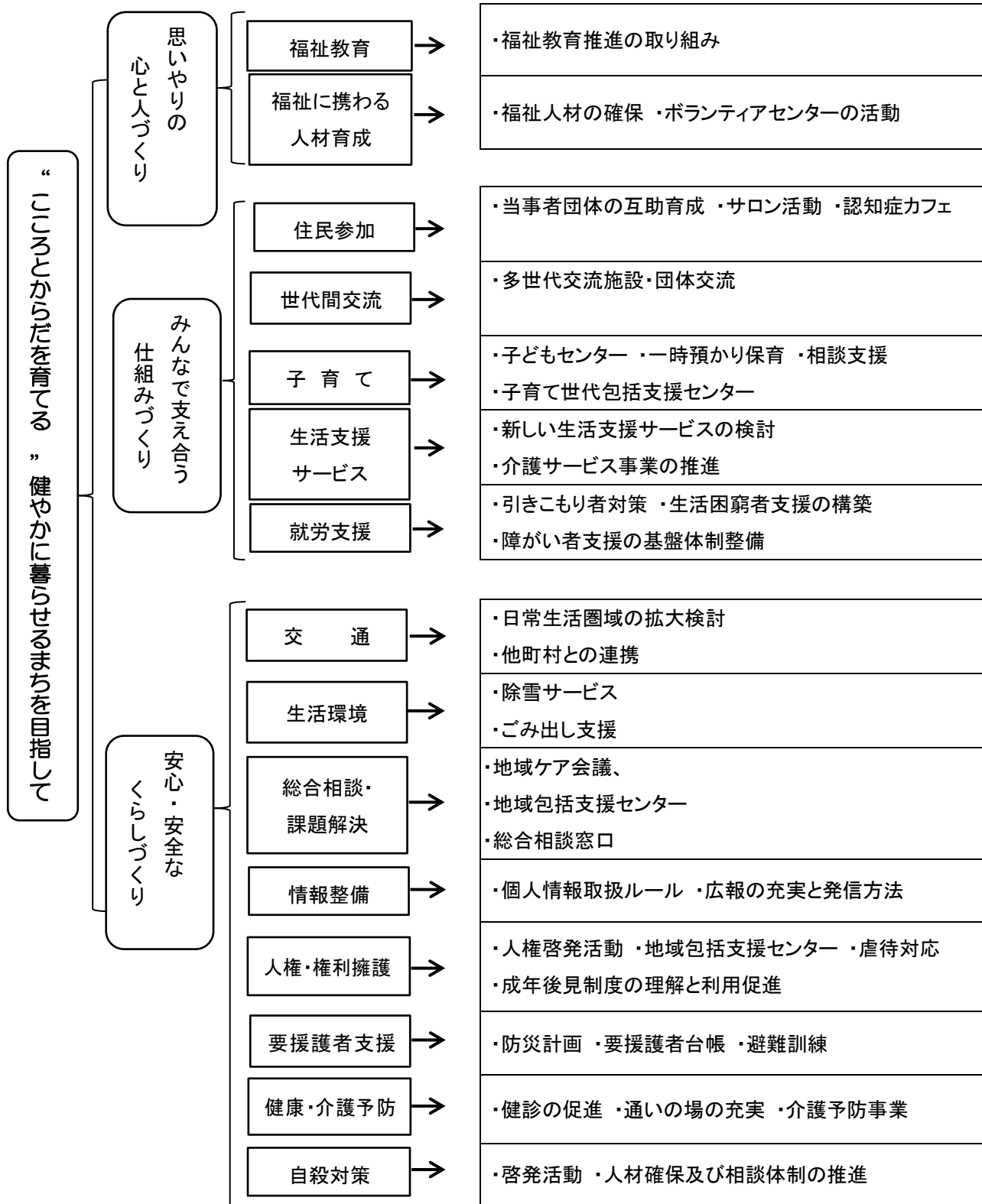
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
要支援 1	90	76	76	61	61	71
要支援 2	65	51	44	59	58	56
要介護 1	113	130	120	133	126	139
要介護 2	83	84	100	100	107	104
要介護 3	60	72	77	67	53	76
要介護 4	58	62	57	75	73	75
要介護 5	36	49	50	47	51	36
合計	505	524	524	542	529	557

資料：庁内資料（各年度末現在）

3 施策の体系

《基本理念》《基本目標》

《施策の展開》



地域住民が果たす役割

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える社会を実現するためには、町(行政)や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、一般の事業者、福祉サービス事業者等も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切であり、様々な地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策を見つけて行動することが、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現につながります。

① 町民の役割

地域福祉を推進するために、町民・事業者・町がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮することが重要です。まず、様々な地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策を見つけて行動することが、『誰もが安心して暮らし続けられる地域』の実現につながります。

② 自治会（公区・町内会）

自治会は誰もが安心して暮らせる地域づくりの取り組みを行う上で、最も身近で中心となる組織です。回覧板などによる町内の情報伝達や子供会、サロンなどの親睦行事のほかに、見守り活動や防犯・防災活動など、長年培ってきたつながりを発揮して地域福祉にさらに取り組むことが求められます。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、町(行政)をはじめとする関係福祉施設、団体及び各種事業者の皆さんとの連携のもと、町全体の地域福祉活動をコーディネートし、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けて取り組みを推進していきます。

④ 民生委員・児童委員の役割

地域社会における要支援者の相談に応じるとともに、福祉サービスの情報提供や、災害時における要支援の安否確認等、町(行政)や社会福祉関係団体等と地域を結ぶつなぎ役としての役割が期待されています。

⑤ 福祉関係団体の各種団体

活動する人の生きがいや自己実現、既存制度では対応できないニーズへの取り組み、地域福祉の担い手、牽引役として期待されています。

また、町民に対する活動への理解を促進するため、社会福祉協議会等との連携により適切な情報発信が重要です。

⑥ 企業・事業所

企業や事業所も地域社会を構成する一員として地域福祉の推進に欠かせない存在です。今後も地域社会貢献として、町民や他の団体と連携や情報交換しながら、住んで良かったと感じてもらえる暮らしやすい町づくりを協働で進めていくことが期待されています。

⑦ 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上、事業内容やサービス内容の的確な情報提供に取り組みます。今後は福祉介護人材の確保・定着が重点課題のひとつです。

ますます多様化するニーズに応えるため、町民の参画を得ながら進めていく新しいサービスの創出や社会福祉法人連携事業の創出等による地域貢献も期待されています。

⑧ 町（行政）

住民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、その自発性を尊重し、地域福祉活動が充実・強化される仕組みづくりへの支援や、地域住民が地域運営やボランティア活動等に参加できるような環境整備を推進していきます。町職員一人ひとりが意識を持ち、地域社会の構成員であることを認識した上で、常に研鑽を重ねて新しい知識・対人援助スキルを習得し町民の信頼を得ることが必要です。住民とともに協力し、お互いに支え合う町民と協働する職員の育成に努めます。

また、庁内各課との連携を密にし、町民への多様なサービスを町民と共に作り上げる体制を構築し、地域福祉活動を推進していきます。

基本目標1 思いやりの心と人づくり

(1) 福祉教育

現状と課題

- 今後人口減少に伴い出生数の減少が見込まれているなかで、これからの共生社会において次代を担う子供たちの福祉教育については、地域において系統だてて行われる必要があります。
- 高齢者の生きがいづくりとして昭和47年から50年近く続く池田町の高齢者向け陶芸事業「いきがい焼」の制作を体験。いきがいセンターの職員が総合的な学習の一環で毎年実施しています。
- 小学校・中学校における福祉教育については社会福祉協議会でボランティア協力校を指定し、共同募金運動などに協力をいただいています。また、小学校の総合学習の時間には、車いす体験学習、中学校の総合学習については3年生に対して総合学習の時間にて福祉の体験学習を実施し、「池田町の地域福祉について」、「障がいの理解」など、当事者やボランティアの皆さんの協力を得て実施しています。池田高校には、3年次選択科目「時事問題研究」にて池田町における地域福祉の状況について授業を行っています。
- 福祉教育支援事業として、平成20年から池田町校長会主催で行われている、全小中学校の児童生徒を対象にした「こころのコンサート」の実施を支援しています。ふれあい広場で同一のコンサートを一般町民向けに実施することで、世代を超えて池田町民全体に福祉啓発を行う事業を展開しています。
- 共生社会においては、福祉教育と生涯教育を一体的に取り組んでいくことでお互いに効果が見込まれます。町福祉課、教育委員会、町社協及び各学校が日頃から情報交換できる場を作り、各部署が実施している事業のうち、連携して実施したほうが効果を期待できる事業について検討する必要があります。
- 「ふれあいでもまれる正しい理解」をスローガンに、障がいのある方も、高齢者も地域の中で安心して豊かに暮らし、地域に住む住民がともに手をたずさえ希望を語りあえる広場として「ふれあい広場」を開催し、年に1回交流を深めています。

みんなで行うこと

- 福祉について関心を持ち、学んでみよう。
- ボランティア活動に参加してみよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉教育の推進	学生から高齢者までの幅広い世代を対象とした認知症サポーター養成講座や、福祉施設への職場体験など、福祉に対して関心を持ってもらうよう取り組みを進めます。	→				
地域福祉に対する住民の理解促進	医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅又は地域で生活を送れる体制についての説明や講演会などを行います。	→				
発達や育ちに関する啓発の推進	子育て世代をはじめとするすべての住民に対し、講演会等を開催し、子どもの健やかな発達や育ちに関する啓発活動を進めます。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉教育の推進	福祉教育のための福祉用具を無料で貸し出します。	→				
	子供たちの他者理解を深め、自ら進んで物事に取り組む楽しさなどを伝えられる体験学習の機会企画を学校と一緒に考えます。	→				
	学校にゲストティーチャーとしてボランティア活動をしている人や当事者として生活している人を紹介します。	→				

(2) 福祉に携わる人材育成

現状と課題

- ボランティアセンターでは、ボランティアスクールを長年実施し池田町民全世代を対象にボランティア活動への参加のきっかけをつくってきました。平成 18 年からは、高齢化が加速していることから、高齢者が高齢者を支える時代に備えるため、ふまねっとサポーター養成講座を開始。平成 25 年からは、介護支援ボランティアポイント事前研修を実施、平成 28 年からは LOREN 支えあいパートナー養成講座を開始しています。これらの講座を受講した住民は、平成 27 年から実施している生活支援体制整備事業の中で、通いの場づくりや個別の生活支援(助け合い)などを推進していく重要な役割を果たしています。それぞれ、フォローアップ研修の機会があり、町と町社協で実施している介護支援・地域支援ボランティアポイント事業は、地域での日頃のボランティア活動がポイントとなり、貯まると年間 5,000 円分上限にワインスタンプ商品券と交換でき、やがて消費され町の活性化につながります。この事業がボランティア活動への参加の入り口のひとつとして効果的に機能しボランティア活動への参加機運を高めています。

- 共生型社会の実現には、今後加速する人口減少と高齢化の課題を乗り越えることが命題です。そのためには年齢によって担い手と支えられ手に分けることは現実的ではなく、住民全てが担い手であると認識した上で、それぞれ事業規模を発展的に縮小することを含めて見直し、1人1人が担う役割を低減しつつ再配分を行う必要があります。

みんなで行うこと

- 町内会や諸行事に参加しよう。
- 高齢者大学や老人クラブに積極的に参加しよう。
- ボランティア活動に参加してみよう。
- 認知症サポーター養成講座を受けよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の実施	認知症の理解を深め、地域で見守るため、認知症サポーターを養成します。また、養成講座受講者のレベルアップのためのステップアップ講座も実施していきます。	→				
介護支援ボランティアポイントの付与	65歳以上の方が、町が指定するボランティア活動を行うことでポイントが付与され、貯めたポイント数に応じてワインスタンプ商品券に交換できます。	→				
資格取得に対する助成	池田町内の介護サービス事業所に勤務する介護職員の方の、介護支援専門員及び介護福祉士の資格取得に掛かる費用の一部を助成します。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティアスクール	地域の課題に着目し、サロン活動や団体活動の発展、活動の動機につなげていきます。	→				
介護支援・地域支援ボランティアポイント事業事前研修会	町から受託して実施。池田町の地域福祉の現状を理解し、なぜこの事業にボランティアとして取り組むのかについて、動機を明確にするために参加していただきます。	→				

基本目標2 みんなで支え合う仕組みづくり

(1) 住民参加

現状と課題

- 地域福祉活動に町民が参加している例としては、ふまねっと健康教室等の歩行機能や認知機能を維持するための介護予防に資する通いの場やふれあいネットワークサロンのように世代を越えて誰でも参加可能なサロンなどがあります。それらが継続され、時代が変わり変化していく町民のニーズに合わせ、サロンの形も適時変えながら、町民が地域に集まり続けられるための支援や地域の体制づくりを進めていくことが必要です。
- 平成 22 年 7 月から住民活動支援ルーム ROCOCO を地域福祉事業の拠点として整備し新しいサロンの開発を始めました。その後、平成 26 年度から町内会館や公共機関がコミュニティバスで結ばれ住民活動支援ルーム ROCOCO がバスターミナルになりました。バスの運行経路付近に通いの場(各種サロン)ができると活動範囲が広がることに着目し、平成 30 年度からコミバスのバス停のあるマックスバリュ池田店 2 階に住民活動支援ルーム ROCOCO2 号店を設置し、健康づくりから介護予防につなげる 0 次予防事業に取り組みを開始しました。2号店は近隣町村からの参加も可能とし、昼間の交流人口を増やす取り組みを進めています。
- 池田町は、生活支援体制整備事業を社協に委託し、生活支援コーディネーターが中心に住民主体の活動を支援し、通いの場が運営されています。生活支援体制整備事業における協議体とは「互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動とともに創出し充実させていく組織」のことを指しますが、池田町においては、生活支援コーディネーターが出席する各種会合、各種イベントなど住民や関係企業の担当者等と関わる活動のすべてを協議体の活動として認めています。生活支援体制整備事業調整会議で各種通いの場の活動状況などとともに、課題となっている事項について、町は生活支援コーディネーターから必ず月 1 回報告を受けており、その課題解決のための方向性などについて協議を行っています。
- 地域住民の生活に密接にかかわる事業については、企画の段階から地域住民が参画できる仕組みを作ることで、当事者意識や多様性を共有できる下地づくりに繋がります。
- 高齢者社会の中、認知症を持つ本人・家族を地域で支えられる仕組みづくりを進めます。

みんなで行うこと

- 地域に自分の居場所（通いの場）を複数箇所見つけていこう。
- 地域の行事などに積極的に参加しよう。
- 地域の困りごとを、みんなで話し合い、みんなで助け合おう。
- 地域を越えて友人・仲間づくりを進めよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めるため、生活支援コーディネーターの配置や地域資源の把握・開発、協議体の設置運営を社会福祉協議会に委託し実施します。	→				
チームオレンジ	認知症を持つ本人・家庭のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備を進めます。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めるため、生活支援コーディネーターの配置や地域資源の把握・開発、協議体の設置運営を町より受託し実施します。	→				
地域介護予防活動支援事業	ふまねっと健康教室、くもん脳トレ健康教室、天声人語サロンを開催します。	→				

(2) 世代間交流

現状と課題

- ふれあい広場では、ボランティア団体など多様な組織が各コーナーを団体毎に担当しています。組織の中の個人の考え方などをお互いに知り合うことで、新たな気づきから新たな活動につなげるため「ふれあいたすけあいのつどい」を開催していました。その中で防災をテーマに実施することで自然に団体間の連携が進むと考え、隔年で続けていましたが近年災害が続くなか防災については、毎年地域防災セミナーとして独立させることとしました。人口減少が進む中においては、町内にある異業種団体が、活動内容を共有することで、問題の打開策を導きだすために新たな「ふれあいたすけあいのつどい」が求められています。

- 住民参加の入り口として、様々な地域福祉活動が整備され、コミュニティバスで結び高齢期にも地域活動に参加しやすくなっています。

- 令和4年4月からは子どもから高齢者までが集い交流できる料理室を備えた多世代交流施設を開設します。

- スマホ利用世代が高齢者になっていくことを考慮すると、すべての地域福祉施設にWIFI環境を整備することで、若い世代でも町内会館での世代間交流が促進され、災害時にも役立つと考えます。

みんなで行うこと

- 多世代交流施設での行事や運営に積極的に参加しよう。
- 様々な世代と積極的に交流しよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多世代交流施設の整備・運営	旧図書館跡地を活用し、多世代型の交流施設を整備します。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア・町民活動支援ルーム rococo 本店運営事業	1次予防の拠点として、ボランティア活動など地域福祉に関心のある方が、ボランティア登録し、会合など予約して利用できる会議室機能があり、住民の地域福祉活動を支援しています。	継続				
ボランティア・町民活動支援ルーム rococo 2号店運営事業	0次予防の拠点として、買物ついでに立ち寄り、サロン等に参加することで地域福祉活動にかかわるきっかけとします。①健康作りから介護予防へ②昼間の交流人口を増やす③新しい友人を作り会話の機会を増やす。	継続				
ふれあいたすけあいのつどい	福祉関係団体等の活動内容について相互理解する場とします。	継続				

(3) 子育て

現状と課題




- 核家族化や地域のつながりの希薄化、子どもの数の減少による子育て世代の孤立化により、不安感・負担感が生じやすい現状があります。地域社会での関係性など立場や環境により相談しにくい状況もあり、悩みを抱えてしまうこととなります。更に大人と子どもとの多様なかかわりの減少が子ども自身の経験不足につながるため、公的な窓口での助言と合わせ、多様な関わりを持てる環境づくりや、同じ悩みを共有できる子育てボランティア等の育成も検討していきます。
- 子どもたちを健やかに育むため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制と保育環境の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に努めます。
- 発達に何らかの支援が必要な子どもや保護者が、安心して療育を受けられるような体制の構築が求められています。

みんなで行うこと





- 同じ子育てをするお父さん、お母さん同士で交流を深めよう。
- 地域の宝である子どもたちに「声かけ」「見守り」し地域で育てよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
産後ケア事業	産後、育児に不安がある方や家族からの支援が受けられない方に、産後ケアセンターのデイケアをご利用いただけます。	→				
乳幼児医療助成事業	高校生までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成します。 ※保険適用外の費用は対象外です。	→				
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようにサポートする保健師による相談窓口です。相談内容に応じて関係機関と連携し、必要なサービスにつなぎます。	→				
保育料軽減事業	保育所の保育料を、町独自で国基準の半分以上程度に設定しています。更に、多子世帯の保育料軽減範囲も国基準より拡大し、同一世帯の中学3年生までをカウントして第2子目を半額、第3子目以降を無料としています。	→				
妊婦健康診査費用助成事業	妊婦さんが安心して健診を受けられるよう妊婦健診の費用助成を行っています。	→				
赤ちゃんルームこあら	妊娠中の方、満1歳未満のお子さんと保護者の方を対象とした集いの場を開催しています。	→				
子どもセンター	子どもたちの遊びの場、親同士や妊婦さんの交流の場、子育てに関する情報交換ができる場、育児から少し解放され一緒に楽しむリフレッシュの場を提供しています。	→				

ファミリー・サポート・センター事業	子育てを地域でお手伝いする会員組織です。子育てのサポートをしてほしい人と、サポートをしたい人が会員登録をして、サポートが必要な時にセンターが仲介役となり、会員を紹介します。	 拡充				
サポートファイル	乳幼児期から成人期まで一貫した支援が受けられることで、子どもたちが安心して生活できるように、子どもの成長や発達などをひとつにまとめた「サポートファイル」を導入します。(令和4年度開始予定)	 実施				
障がい児支援の提供体制の整備等	発達に遅れのある子どもやその家族を支援するため、未就学児が通う児童発達支援事業所や、放課後等に生活能力向上のための訓練を行う、放課後等デイサービスの実施検討を進めていきます。又、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行う、保育所等訪問支援実施の検討を進めていきます。	検討	実施 (予定)			

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アルバムカフェ事業	乳幼児の健診の際に、社協からアルバムカフェのパンフレットと利用チケットをお渡しし、子育てをする方同士の交流を深めるための場を用意しています。					
サンタクロース事業	12月24、25日に事前に預かった子どもたちへのプレゼントをサンタクロースに扮したボランティアが自宅に届け親子の絆を深めるきっかけをつくります。子どもの夢を地域で育てる機運を醸成します。					
おもちゃ図書館事業	令和2年よりおもちゃ図書館をROCOCO2号店に設置。子どもの成長に合わせた玩具に親しむことができます。親子でおもちゃを選び、大切に使い返却するまでの一連の躰の流れに、高齢者ボランティアが関わることで子どもを地域で育てる機運を醸成します。					
ふれあい遊具貸与事業	地域での住民間の交流を目的とする行事の時に使用する遊具を貸し出します。					

(4) 生活支援サービス

現状と課題

○ 高齢者の1人暮らしや夫婦のみの世帯、障がい単身世帯などが増え、見守りが必要な世帯が増えています。町の事業では、除雪・配食等のサービスがあります。

○ 高齢化と人口減少により、地域での助け合い活動の減少、介護人材の不足、公的サービスの制限等で高齢者の在宅生活の持続が困難になってきています。まずは①介護保険、障害者総合支援法で対応すべきこと、②事業者で対応すべきこと、③家族で対応すべきこと、④その他の福祉サービスで対応すべきことをしっかりと見極め、その狭間にあるケースについてボランティア等助け合いで対応できるものについての仕組みづくりを行う必要があります。老人クラブではLOREN 支えあいパートナー会を立ち上げ、会員相互や地域の高齢者の困りごとにチケット制で手伝い、その報酬をワインスタンプ券に交換し町の活性化につなげるしくみを平成 28 年度から始めています。今後は、老人クラブ員以外からもパートナーを募り子育てや障がい者などの助け合いに拡大することが期待されます。

○ 住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、買い物支援も必要です。送迎付きの介護予防事業、「地域まるごと元気アッププログラム」の利用者は、会場のマックスバリュ利別店で買物ができ、介護予防と買物を兼ねてできることで好評です。

○ 自宅で買物する方法としては、①宅配では生協のトドック、amazon 等インターネットサービス。②巡回販売では生協のかけるくん③配達では店舗で購入した品物を自宅まで配達してもらえるサービスがあります。買物については高齢者の自動車免許返納によって課題となるケースが今後増えることが予測されます。コミュニティバスで買物をしたとしても、バス停から家まで品物を運ばなければなりません。公的サービスでは賅えない部分については住民主体の福祉有償サービスなどでカバーできるか検討したり、町福祉課、町建設水道課、町社協など関係機関での検討会議が必要になります。

○ 独居高齢者の食を支えることができれば、いつまでも住み慣れた自宅で生活したいと願っている方の在宅期間を延ばすことが可能となります。食事の支援は、介護保険のヘルパーによる生活支援と、町が実施する配食サービスがあり、現在配食は2社の事業所が担っています。

なお、全国の先進事例としては、単に生活支援としてだけでなく、健康や介護予防に着目し、栄養のバランスに配慮した高齢者向きのお弁当や、病状などその方の身体の状態に合わせた弁当を作るボランティアと配達するボランティアが協力し、必要としている方に提供している例も多数あり、それらを参考にしつつ池田町での実施の形を検討していく必要があります。






みんなで行うこと

- 隣近所同士で助けあいシステムができないか考えてみよう。
- 高齢者や障がい者の配食サービスについてみんなで考えてみよう。
- 老人クラブのLOREN 支えあいパートナー制度に、会員外もパートナーとして協力を募り参加できる方法を考えてみよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者除雪	独居高齢者や高齢世帯で、町内に身内がない、自力で除雪が行えない、町内会をはじめとする地域コミュニティによる支援が得られない方を対象に、玄関先から生活道路までの除雪を行います。	継続				
訪問給食サービス	町内飲食店等の協力を得て、食事の支度が困難な高齢者等の希望に応じ、食事を昼と夕に配送します。配送の際は利用者の安否確認を行い、異常があれば関係機関等へ報告されます。	継続				
緊急通報システムの設置	ひとり暮らしの高齢者世帯などに緊急通報装置を設置し、緊急時における不安の解消を図ります。	継続				
布団丸洗い乾燥サービス	介護が必要な高齢者や、重度心身障害者の方の寝具の衛生のため、布団や毛布などのクリーニングと費用の補助を行います。	継続				
福祉灯油	冬期間における生活安定を目的とし、低所得世帯に暖房用燃料代を支給しています。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあい昼食会	町内に肉親のいない独り暮らし65歳以上高齢者の会食サービスを実施します。	 継続				
布団丸洗い乾燥サービス	町から受託し、利用から洗濯事業者との調整等を行います。	 継続				
LOREN 支え合いパートナー制度の運用支援	LOREN 支えあいパートナーを利用する際の相談窓口を担当し、生活課題解決のためにLORENのサービスが適当か否か判断し、課題解決のための支援を行います。	 継続				
ロココール(電話サービス)	各種地域福祉サービスや通いの場等(各種サロン)の利用者を対象に電話をかけて安否確認や生活関連情報をお伝えし、様々なサロンや行事への参加を促しながら会話の機会を提供しています。	 継続				
ロコメール事業(脳トレ手紙サービス事業)	各種地域福祉サービスや通いの場等(各種サロン)の利用者を対象に、脳トレクイズ問題や塗り絵、サロン通信などを手紙で送信、安否確認や様々なサロンや行事への参加を促します。	 継続				

(5) 就労支援

現状と課題

- ひきこもり者の対策については、この間、必要性は問われているものの、具体的対応がないまま推移しています。およそ30人程度と推定されている引きこもり者の中には、高年齢者もいて、支援を受けている親の年齢も介護を受ける年齢になってきていることから、その実態把握や当事者会の設立、就労へと結び付けていく取り組みが喫緊の課題になっています。
- 町内で障がい者やひきこもり者などが就労する場所は限られています。その状態に合わせた就労場所の確保について、町内既存企業への要請や新たな就労先の確保等が今後の検討課題です。



みんなで行うこと

- 地域内で孤立していたり、何らかの生活課題を抱えている人に気づいたら、地域の民生委員や町に相談してみよう。
- 障がいのある方の特性を理解し、ともに安心して暮らせるバリアフリーな地域をつくろう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資格取得に対する助成	池田町内の介護サービス事業所に勤務する介護職員の方の、介護支援専門員及び介護福祉士の資格取得に掛かる費用の一部を助成します。	→				
障がい者の就労支援	障がい者の就労を支援する機関である「十勝障がい者就業・生活支援センター」と、就労支援事業所との連携を促進し、福祉的就労から一般就労に結び付けるよう支援します。	→				
ひきこもり者対策	ひきこもり者の実態把握を行い、どのような支援が必要か検討します。	→				
就労の場の創出について検討	高齢者や障がい者、生活困窮者等で就労を希望する方が池田町内で働ける場の創出を検討します。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業	北海道社協から日常生活自立支援事業の委託を受け、判断能力の低下した契約能力のある方についての金銭管理などの支援を行います。					
法人後見事業	法人後見事業として、法定後見人の選任が必要な町民の方で、社協が担当すべきと判断した場合に受任して支援します。					

基本目標3 安心・安全なくらしづくり

(1) 交通

現状と課題

○ 平成 26 年度からコミュニティバスの運行が開始され、町内の公共施設や金融機関と町内会館等コミュニティ施設が結ばれ、運転免許証を返納した高齢者の移動手段の一部は確保できています。大規模行事(ふれあい広場や各種選挙、新型コロナウイルスワクチン接種時)には臨時バスを運行するなど行政が柔軟に対応しています。

しかしながら、コミュニティバスでは、バスの運行経路より遠い場所に住む住民にとっては利用しにくかったり、農村部対象のスクールバス混乗便は、本数が少なくて不便と感じているという声もあります。また、コミュニティバスに乗れない身障者の方もおり、ベビーカーを利用している子育て中の方には使いにくいなど、行政サービスではカバーしきれない移送ニーズが地域には少なからず潜在しているとみられます。

○ 行政手続き、買物、金融機関への移動は、日常生活を営む上で不可欠です。公共サービス、事業者のサービス、そして不足しているニーズに対応できる第3のサービスとして全国の先進事例では、住民による運転ボランティアが潜在的なニーズに対応している例もあり、池田町での実施の可能性について検討していく必要があります。

○ 障がい児の早期療育を促進するため、町外の事業所等への通所・通園等に対する対策が急務となっています。




みんなで行うこと

□ 自家用車の運転が困難になった高齢者や、移動支援が必要な障がい者等を、地域で協力して助け合えないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティバスの運行	池田と利別の市街地を循環するコミュニティバス（あいバス）を運行しています。午前4便、午後3便の1日計7便を運航しており、各種割引運賃の設定があります。	継続				
地域生活支援事業による移動支援の拡充	障がい児の早期療育の促進と、保護者の負担軽減のため、地域生活支援事業に基づく移動支援事業を利用できる要件の拡充を図ります。	実施				
支え合いバス事業	単位老人クラブが例会やサロンのために会館等に来るために支え合いバスの運行費用の一部を助成しています。	継続				
農村部ボランティア派遣事業	ふまねっとサポーターが農村部へボランティアのために行く場合のタクシー費用を助成しています。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支え合いバス事業	単位老人クラブが例会やサロンのために会館等に来るために支え合いバスを運行しています。運行費用の一部を助成しています。					
コミバスデジタル時刻表の作成	コミュニティバスの時刻表をデジタル化しWEB上で公開しています。					
農村部ボランティア派遣事業	ふまねっとサポーターが農村部へボランティアのために行く場合のタクシーを運行しています。					

(2) 生活環境

現状と課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域社会を作っていくため住まいの整備は重要な課題となっています。高齢者や障がいのある方などが、町内での生活が可能となる対策として、新たな住まいの確保や既存施設の有効活用に向けた検討が重要になります。
- 家庭から出るごみの分別や決められた曜日に分別ごみをゴミステーションに運ぶことが困難な高齢者等があり、隣近所の協力や関係機関による支援、収集体制などの課題があります。
- 高齢者や障がい者世帯にとって冬季の除雪作業は大きな負担になっています。現在私有地の除雪を自分でできない場合の対応として①事業者へ依頼(有料)、②近隣の助け合い活動に依頼(町内会のふれあいネットワーク活動・町内会で除雪車を所有している)③介護サービス事業者(玄関先のみ)④高齢者除雪(町)があります。これらの除雪支援では救えないニーズも居住地によってはあると思われるので、除雪に絞って対策を考える福祉課、建設水道課、町民課、町社協、町内会連合会、老人クラブ連合会などによる課題解決に向けた検討会の開催なども必要です。また、別の角度から、災害時の避難道の確保、日常の本当に必要な最低限のスペースについて予め把握しておくことで通常の除雪作業量を減らす取り組みにつなげるなど、隣近所の理解を得ながら地域毎に点検しておくことも必要かもしれません。

みんなで行うこと

□除雪やゴミ出しで困っている方を、地域で解決できる方法はないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者まちなか専用住宅の建設	身体機能が低下しても、住み慣れた地域での暮らしを続けられるために、高齢者まちなか専用住宅の整備を検討していきます。	検討				
高齢者除雪	独居高齢者や高齢世帯で、町内に身内がない、自力で除雪が行えない、町内会をはじめとする地域コミュニティによる支援が得られない方を対象に、玄関先から生活道路までの除雪を行います。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小地域ふれあいネットワーク活動	町内会活動に高齢者独り暮らし、二人世帯の方の声かけ見守り安否確認運動に対して助成しています。	継続				

(3) 総合相談・問題解決

現状と課題

- 高齢者や障がい者、児童等の相談窓口は、保健師や町福祉担当、地域包括支援センターが担っています。町民の皆さんが安心して生活できるよう、わかりやすく気軽に相談できる総合的な体制づくりが重要になっています。
- 自分の困りごとを「どこに相談したらよいかわからない」という声があります。行政の相談窓口の縦割りによる弊害を解消し、わかりやすい相談窓口の設置・周知が重要です。
- 成年後見や権利擁護に関する相談は、町社協が運営する地域あんしんセンターいけだで対応しています。しかし近年の相談は、高齢者や障がい者であっても家族支援が希薄なケースが多く、例えば介護の相談であっても、その背景に金銭管理の問題などが隠れている他問題世帯も増加しています。町福祉課との緊密な連携により、相談者にできる限りワンストップで解決に導けるよう連携の在り方について検討する必要があります。


みんなで行うこと

□困りごとなどの相談窓口を確認し合おう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的な相談窓口の設置	子ども、障がい、介護、困窮など、世帯の課題を丸ごと受け止める相談窓口を設置します。	実施				
地域包括支援センター	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が配置されており、互いに連携して支援を行います。	継続				
民生委員・児童委員の活動	ひとり暮らしの高齢者が増える中で、災害時の安否確認や日頃のケアは欠かせず、民生委員・児童委員は重要な役割を果たしています。十分に連携し状況把握と問題の早期解決に努めていきます。	継続				
発達支援センター	心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんやそのご家族の相談を受け必要な支援を行っています。	継続				
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようにサポートする保健師による相談窓口です。相談内容に応じて関係機関と連携し、必要なサービスにつなぎます。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域あんしんセンターいけだ運営事業	相談業務(福祉問題全般)					
		継続				

(4) 情報整備

現状と課題

- 地域で見守り等をするために必要な個人情報は、本人の承諾や情報の提供範囲など様々な問題があります。また災害時の要援護者情報は、特に重要となるため関係機関とも連携して適切な管理のもと情報の有効活用を図る必要があります。
- 利用者にとって必要な福祉サービスの情報提供など、発信方法の充実により、サービスを利用しやすい環境づくりを図る必要があります。特に後期高齢者の増加に伴い、視力、聴力ともに低下する傾向にあることから、通いの場を重要な情報発信の場と位置付け、町も積極的に必要な情報を出前して伝えていく必要があります。住民活動支援員はサロン通信を活用し必要なことを伝えていきます。
- コミュニティセンターに WIFI 環境とパソコンがあれば、職員が出前で出向くことなく、双方向の情報伝達が可能となるため、それらの整備を検討することが必要です。



みんなで行うこと

- 「広報池田」や「社協だより」の情報に関心を持とう。
- 地域内で支援を必要とする方の情報を個人情報保護に配慮し適切に共有しよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報紙発行・SNSの活用	広報紙「広報池田」を毎月1回発行し、町の政策や制度を分かりやすく伝え、誰もが必要な情報を適切に入手できるよう配慮した広報活動に努めます。また、SNSを活用し、速やかな情報の発信と共有化に努めます。	継続				
福祉ガイド	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等が受けられるサービスをまとめた「福祉ガイド」を発行しています。	継続				
オレンジガイドブック	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に役立つ情報を掲載した、「オレンジガイドブック」を発行しています。	継続				
子育てガイドブック	子育てをしているみなさんを応援するため、子育てに関する情報を掲載した「池田町子育てガイドブック」を発行しています。	継続				
子育て応援ナビ	子育て中のお母さん、お父さんがスマートフォンなどで手軽に利用できる子育て応援アプリです。予防接種や健診の予定日、子育てサービスの情報を確認したり、子どもの成長をチェックするなど無料で活用できます。	継続				
保健カレンダー	毎年4月全戸配布し、子どもの健診や予防接種、各種検診等の保健事業の日程等をお知らせしています。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報紙発行・SNSの活用	社協だよりの発行、ホームページの開設、フェイスブックを開設しています。					
地域資源 MAP の作成	各店舗などで実施している暮らしの支えになる各種情報や、医療・介護・福祉事業所の情報等をまとめた「地域資源 MAP」は1年間で更新し、グーグルマップを使ってWEB上でも公開しています。					

(5) 人権・権利擁護

現状と課題

- 人権は、人々が生まれながらにして等しく持っている権利です。地域には、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方、自分の権利や気持ちを表明できない子供たち、悩みや困難を抱えながら誰にも相談できない方がいます。そのような方の人権(権利)の代弁を行い、安心して生活できるよう支援することを人権(権利)擁護といいます。人権を守ることは、地域で暮らすすべての住民にとって、お互いを認め合い、安心して自分らしく生きることができる社会の基盤であるといえます。
- 人権侵害は、虐待・いじめ・家庭内暴力・性暴力など、身近な場所でいつでも起き、被害者ばかりでなく、自分が加害者になる可能性もはらんでいます。地域住民が、それぞれが安心して暮らすためには、多様性を認め合い社会参加を支援し合えるような共通の人権擁護意識が大切です。

みんなで行うこと

- 人権擁護に関して一人一人意識しよう。
- 地域内で誰にも相談できなくて困っている方や財産が脅かされている人を見つけたら、町や社会福祉協議会に相談してみるよう声をかけてみましょう。
- 虐待と思われることを目撃や耳にしたときは、個人のプライバシーに配慮しつつ町に相談してみましょう。

<相談先>

池田町保健センター 572-2100

池田町社会福祉協議会 579-2222

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要な方であって、審判の請求費用など、補助を受けなければ制度の利用が困難な方に対して、その費用の一部を補助します。	継続				
成年後見制度中核機関の設置	成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる「中核機関」を設置します。	実施				
高齢者虐待防止ネットワーク会議	虐待の事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者等を訪問して状況を確認する等、高齢者虐待の防止・早期発見のためのネットワークの活用と拡大、町民への普及啓発を進めます。	継続				
消費者被害の防止	訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、警察、消費者センター等と情報交換を行い、民生委員、介護支援専門員等に必要な情報提供を行うなどにより、被害防止に努めます。	継続				
総合的な相談窓口の設置	子ども、障がい、介護、困窮などのほか、虐待やDVなどの相談窓口を設置し、関係機関と連携し対応していきます。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域あんしんセンターいけだ	権利擁護全般の相談、啓発活動を行います。	→				
	継続					
	法人後見事業として、法定後見人の選任が必要な町民の方で、社協が担当すべきと判断した場合に受任して支援します。	→				
	継続					
	北海道社協から日常生活自立支援事業の委託を受け、判断能力の低下した契約能力のある方についての金銭管理などの支援を行います。	→				
継続						
センターが実施する市民後見人養成講座では、法人後見を行う際に、実際に施設や利用者宅に訪問してサービス提供を行う支援員を養成します。	→					
継続						
成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる「中核機関」を設置します。	→					
実施						

(6) 要援護者支援

現状と課題

- 町の各担当で保有している情報等をもとに、災害時等に対応すべき要援護者台帳を整備すること、また、要援護者の状況の変化に応じて台帳を随時更新することが必要です。
- 災害時における支援、避難等効果的に対処できる体制の整備が必要です。また、避難訓練を実施することで、有事の際に迅速に対応できるような取り組みも必要です。
- 町から提供を受けた要援護者台帳を町社協で保有している地図ソフトに入力し、民生委員や担当ケアマネジャーなどの情報も随時入力更新し、災害時の支援に活用します。





みんなで行うこと

- 要援護者の支援について町内会等の協議のもと助け合いの方法について考えよう。
- 災害時の避難訓練に積極的に参加します。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防災計画の整備	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震や風水害等の災害対策に関し、町及び関係機関が対応すべき事務又は業務についての総合的な指針を定めています。	→				
避難行動要支援者名簿の整備	平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成及び定期的な更新を行います。	→				
SOSネットワーク体制の構築推進	認知症等で行方不明となる恐れのある方の情報を事前に登録し、町内の医療機関・福祉関係者事業所等が、迅速に捜索活動に協力できるように、警察・消防等の関係機関とのネットワークを構築、推進をしていきます。	→				
緊急医療情報キット配布事業	かかりつけ医や持病の情報、緊急連絡先等の情報を、冷蔵庫に貼付することで、緊急時に迅速な救命活動が行えるように、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者世帯の方にキットを配布します。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要援護者台帳の整備	地図ソフトに町から提供を受けている要援護者台帳やサロン利用者、ケアプラン利用者、民生委員等の情報を事前に入力して更新管理します。					
地域防災セミナー	町内会連合会や老人クラブ連合会などの一般住民と、町の災害担当者等を交えて、減災や防災の知識について学ぶ機会を持ちます。					
関係機関との連携及び訓練	関係機関との連携を図り、地域防災計画に基づく避難訓練に取り組みます。					
災害ボランティアセンターの設置	災害発生時速やかに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れや派遣を行います。 支援体制の強化のため事前に北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援」に関する協定書を結び災害時の職員派遣、支援要請等を依頼するなど協力して災害時対応を進めます。					

(7) 健康・介護予防

現状と課題

○ 平成 18 年度介護保険制度改正をきっかけに、町社協が住民主体の介護予防プログラムふまねっと健康教室を全町的に広める事業に着手しました。平成 22 年住民活動支援ルーム ROCOCO 本店開所に合わせて、脳を鍛えるくもん脳トレ健康教室を始めました。また町では平成 27 年から地域まるごと元気アッププログラムを開始しました。平成 30 年からはマックスバリュ 2 階全フロアを町社協が借り、全天候型のウォーキングコースや無料で使用できるフィットネス機器を設置しました。高齢者が、住み慣れた地域で仲間づくりや世代間交流を含め、健康でいきいきとした生活が送れるよう各種サロン事業が展開されています。

みんなで行うこと




- 自分の健康は自分で守ることを基本に、日常生活を送ろう。
- 介護予防運動に積極的に参加し、外出の機会を多くつくろう。
- ふまねっと健康教室等のボランティア活動に参加してみよう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
まる元運動教室	65歳以上の方で、膝や腰が痛く歩行や立位の動作が大変になってきた、ふらつきや転倒の心配がある方を対象に、主に椅子に座って行う運動教室を開催します。	→				
元気度かくにん測定会	65歳以上の方を対象に、体力・認知力の測定を行い、自身の健康づくりに役立ててもらえるよう年1回開催します。	→				
いきがい焼	60歳以上の方を対象とした陶芸教室を開催し創造的活動の場を提供することで、高齢となってもいきがいを高め、健康で豊かな生活を送っていただくことを目的に事業を行っています。	→				
特定健診・後期高齢者健診	30歳代特定健診、国保特定健診、後期高齢者健診を実施しています。また、保健師や管理栄養士が、結果に基づき健診結果説明会や家庭訪問等を行い、健康づくりを支援しています。	→				
定期予防接種	予防接種法に基づき定期予防接種を実施しています。	→				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふまねっと健康教室	全町一体となった介護予防プログラム実施のため、町内各種団体（18ヶ所）が主催する教室の日程管理やふまねっとサポーターズいけだの活動を支援しています。	継続				
くもん脳トレ健康教室	平成22年から年間18人に対して週1回/6か月のプログラムを実施。平成28年からはNPO法人虹の家でも実施しています。	継続				
新聞書写脳トレサロン	新聞のコラムを読み合わせし、書写。タイトルを当て交流するプログラムを行っています。	継続				
再生ボランティアサロン	地域から寄付されたエコキャップの選別作業をしながら交流しています。	継続				
知識力アップサロン	タブレットを用い、漢字のクイズアプリを使って交流をしています。	継続				
レクリエーション吹矢サロン	週に1回ROCOCO2号店で実施しています。	継続				
レクリエーションダーツサロン	同上(コロナ禍の代替プログラム)	継続				
介護支援ボランティアポイントの付与	65歳以上対象で介護予防事業に対する支援を、ボランティアとして行った場合に1ポイント付与し年間5000円分までため、ワインスタンプ券と交換できる事業です。	継続				

地域支援ボランティアポイントの付与	65 歳未満対象で地域のサロンでボランティア活動した場合に1ポイント付与し年間 5000 円分までため、ワインスタンプ券と交換できる事業です。	 継続
協同組合ワインスタンプ会との連携事業	生活支援体制整備事業における、各種サロンの参加ポイントがワインスタンプ会から利用者に提供される事業です。	 継続
イオン北海道と地域貢献連携事業	ROCOCO2号店利用者が、イオンカードを提示することでイオンから来店ポイントが提供されます。	 継続

(8) 自殺対策

現状と課題

○ 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

○ 自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等について共有されるよう、啓発事業を展開していく必要があります。

みんなで行うこと

□健康で生きがいをもって暮らすことができるようお互いに気づき、支え合いの社会をつくろう。

町の地域福祉計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談窓口一覧の配布	3月の自殺対策強化月間に合わせて、相談窓口を掲載した啓発ちらしの全戸配布を行っています。	継続				
普及啓発活動の推進	保健カレンダーや広報紙による相談窓口の周知や、集団検診・イベント会場等でのリーフレット配布など、普及啓発活動を行っています。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事業名	内容	年次計画				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域あんしん相談室事業	電話無料相談	継続				

第5章

プランの推進に向けて

1 プランの推進体制の整備と計画管理

プランの推進にあたっては、福祉課・社会福祉協議会及び地域住民との協働により、推進に向けて具体的な方策等を検討し、各関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

特に、管理サイクル（PDCAサイクル[※]）の手法での評価・報告による進行管理に努めます。達成状況の調査、分析および評価を行い、プランを推進する上での課題等を明らかにした上で、池田町社会福祉施策審議会に報告し、意見を求め、出された意見を踏まえ、プランの見直しを行います。

2 プランの普及・啓発

本プランを推進していく上では、プランの目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、町民をはじめとするプランに関わる全ての人が参画し、協働で取り組んでいくという共通認識を持つことができるように、広報やホームページなどを活用し、広く町民に周知し、プランの普及・啓発を行います。

3 プランの弾力的な運用

プラン期間中においても、住民のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じたプランの見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

資料編

1 池田町社会福祉施策審議会設置条例

(設置)

第1条 池田町社会福祉に関する事項を審議するため、池田町社会福祉施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、社会福祉の執行計画等の策定について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 民生関係団体の代表者
- (2) 教育関係団体の代表者
- (3) 商工労働関係団体の代表者
- (4) 農業関係団体の代表者
- (5) 青年婦人関係団体及びその他の団体の代表者
- (6) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (7) 学識経験のある者

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(池田町社会福祉施策審議会の設置に関する規則の廃止)

2 池田町社会福祉施策審議会の設置に関する規則（平成元年規則第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に従前の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定に基づいて任命されたものとみなす。

2 池田町社会福祉施策審議会名簿

役職名	氏名	所属団体名
会長	小山 眞作	社会福祉法人 池田町社会福祉協議会 会長
	餌取 史泰	社会福祉法人 池田光寿会 常務理事
	大塚 節	十勝池田農業協同組合 常務理事
	大塚 幸於	池田町民生委員児童委員協議会 副部会長
	杉岡 直人	学識経験者（北星学園大学名誉教授）
	鈴木 良子	池田町商工会 理事
	濱上 福枝	社会福祉法人 北勝光生会 所長
	福村 豊	池田町内会連合会 副会長
	藤田 唯翔	池田町カトリック幼稚園父母の会 副会長
	遊佐 俊治	池田町PTA連合会 副会長

※敬称略・50音順

第1期池田町地域福祉プラン

発行 令和4年3月

発行者 池田町/社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

編集 池田町福祉課

〒083-0035 中川郡池田町字西3条5丁目

電話番号 015-572-2100

FAX番号 015-572-2862

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

〒083-0035 中川郡池田町字西2条5丁目

電話番号 015-579-2222

FAX番号 015-572-2836